

令和3年第7回尾鷲市議会臨時会会議録

令和3年7月29日（木曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和3年7月29日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第46号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 議案第46号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 報告第 4号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について  
（報告、質疑）

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君

政策調整課長	三 鬼 望 君
総務課長	竹 平 專 作 君
財政課長	岩 本 功 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
建設課長	内 山 真 杉 君
教育長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	森 下 陽 之 君
教育委員会生涯学習課長	三 鬼 基 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植 前 健 君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議事・調査係書記	相 賀 智 惠

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和3年第7回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和3年第7回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」の議案1件と、報告第3号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」及び報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について」の報告2件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、西川守哉議員、5番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,961万8,000円を追加し、これにより予算総額を98億2,012万6,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種について、国の制度拡充に基づき、時間外及び休日に係る接種費用の上乗せに対して交付される新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金493万9,000円の増額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目ふるさと応援基金繰入金1,467万9,000円の増額は、学校給食施設整備事業の財源として、ふるさと応援基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費493万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に従事いただいている薬剤師への報償費392万3,000円の追加、医療機関での個別接種について時間外及び休日の接種費用の上乗せを行うこと等により、予防接種委託料101万6,000円増額するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,467万9,000円の増額は、尾鷲中学校の給食導入について、令和5年4月から尾鷲小学校との親子方式により実施するための施設整備に要する費用を計上するものであり、主な内容は、実

施設に係る委託料1,458万2,000円の追加であります。

以上をもちまして、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、質疑発言通告に基づきまして、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、質疑させていただきます。

設計業務委託料の積算根拠についてお伺いします。

まず、1、積算範囲、概要を教えてください。

2、積算額の決定はどのようにされたのでしょうか、教えてください。

3、委託料から見た工事費の総額予算の見込額を教えてください。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（森下陽之君） それでは、答えさせていただきます。

まず初め、積算範囲につきましては、今回、尾鷲小学校の給食室を他校への調理、配送が可能な共同調理場に改修するための改修、同改築工事に係る施設改修、電気設備及び機械設備などの改修に対する工事への設計業務を委託する費用となっております。

あと、2番目、積算額の決定についてということなんですけれども、こちらのほうは、設計業務の委託料につきましては、平成31年国土交通省告示第98号及び官庁施設の設計業務等積算基準に基づき算出をされております。

国土交通省告示第98号とは、設計士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準を定めたものでございます。

最後に、委託料から見た工事費の予算の見込みについてなんですけれども、こちらのほうは、実施設計により積算されるものとなっております。

以上でございます。

8番（中村レイ議員） ありがとうございます。

続きは……。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員、発言を求めてください。議長、8番とってください。

8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 続きは委員会でお尋ねしますので、ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をし、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時11分〕

〔再開 午後 2時21分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） それでは、報告させていただきます。

私ども行政常任委員会に付託されました議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、以上、1議案について、委員会にお

ける審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

今回計上されました補正予算は、既定の一般会計歳入歳出予算に1,961万8,000円を追加して、総額98億2,012万6,000円とするものであり、歳出として、4款衛生費、1項保健費、感染症予防対策事業として493万9,000円の増額補正は、ワクチン集団接種に従事される薬剤師への報償費の追加392万3,000円及び医療機関での予防接種委託料101万6,000円が全額新型コロナウイルス接種事業に関する国からの負担金でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,467万9,000円が全てふるさと応援基金繰入金を充当するものであります。長年の懸案事項でありました尾鷲中学校の給食導入に関わる予算で、令和5年4月からの給食実施を目指し、老朽化の著しい尾鷲小学校の給食施設の更新や同校の米飯給食の開始も可能になることから、尾鷲小での親子方式により実施するための施設整備に要する設計業務委託料1,458万2,000円の追加予算が主なものであります。

先ほど付託議案の審査のため、行政常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、それぞれの予算について執行部から詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第46号、尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてにつきまして、中村レイ委員より、学校給食施設整備事業1,467万9,000円を減額する修正案が提出されました。

提出者の中村委員より修正案の提案説明を受けた後に委員会において、この修正案について若干、質疑が行われました。

討論がなく、修正案の採決を行った結果、可否同数となり、尾鷲市議会委員会条例第17条の規定により、可否同数の場合は委員長の決するところによることから、委員長として、中村レイ委員より提出されました学校給食施設整備事業費1,467万9,000円の減額の修正案は否決と採決をいたしました。

次に、原案である議案第46号、尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について採決を行った結果、原案も修正案同様に可否同数となりました。よって、同委員会条例17条に基づき、委員長として、執行部提出の原案を可決すべきものと決しました。

申すまでもなく、長年の懸案事項でありました尾鷲中学の給食実施につきましては、平成14年度の伊藤市長時代より、同校の給食に向け、生徒や保護者の方々を対象にしたアンケート調査を実施したり、また、平成19年には、民間事

業所による弁当のデリバリー方式を各方面の意見を聴きながら検討を重ねてきましたが、成就することなく、断念した経緯もありました。

そして、加藤市長が就任した平成29年7月以降も、加藤市長の尾鷲中学への給食実施は政治公約の大きな一つのことであることから、再び民間デリバリー方式を検討もいたしました。三重県内学校のデリバリー方式の利用度が30%台と低いことから平成30年に断念をし、内部協議を重ね、令和2年5月に同校給食導入推進委員会を設置し、学校代表や栄養士、調理員及び関係各課との協議を重ねてきた結果、給食方式の検証では、自校方式とセンター方式は多額の費用が必要となり、財政状況の非常に厳しい当市においては難しいと判断をされました。

また、民間によるデリバリー方式についても委託料が割高になると判断する中で、尾鷲小の給食施設も昭和51年に建設されたもので、近い将来、大規模改修が必要となることや、改修することにより尾鷲小の米飯給食も可能となり、尾鷲中給食導入推進委員会の方向性を昨年8月19日に行われた行政常任委員会にて、推進委員会の委員長である下村副市長から初めて、尾鷲中学の給食実施は尾鷲小との親子方式で進めたい旨の報告がありました。

そして、最終的には、昨年の12月の定例会中の行政常任委員会において、自校方式、センター方式、デリバリー方式、親子方式の財政面や運営面を踏まえたメリット、デメリットが示され、当委員会として、尾鷲小での親子方式に異論を示す委員もいましたが、大半の委員の方々は、食育・教育の観点、当市の財政状況、尾鷲中の一日も早い給食の実施を願い、尾鷲小学校での親子方式に理解を示したものと、委員長として私は理解をしておるところでございます。

遡れば、平成19年度に文部科学省から食の安全確保、環境への配慮、米飯給食の実施が全国平均週3回の状況になったことから、学校における米飯給食の推進を図る旨の通知が出されたこともあり、当議会でも何回となく議論を重ねてきました。

尾鷲小の給食施設は老朽化が著しく、現状での米飯施設の導入はとても難しく、また、その当時は児童・生徒の安全を守る意味からも校舎の耐震整備を最優先に取り組んでいたことから、財政面からも実現には至っておりません。

したがって、当委員会の委員長といたしましては、行政の継続性、教育委員会の独自性及び食育・教育の観点から本市の財政面等も総合的に判断をいたしまして、ベストではありませんが、今の尾鷲市の身の丈に見合った施設整備であるものと私は判断せざるを得ません。



よって、尾鷲市議会委員会条例17条の規定により、議案第46号を可決すべきものと裁決を下したものであり、議員諸公の御理解を賜りたいものであります。

最後に、委員会でも意見がありました防災機能を踏まえた給食センターの施設整備につきましても、大規模災害時においても大変有効な施設であることは、十分認識と理解をするところであります。

山積する行政課題が多い当市においても、尾鷲中の給食の導入と尾鷲小学校の米飯給食導入についても早期に実現することが最優先であることは論をまたないところであります。

何回も申し上げますが、既存の尾鷲小の給食施設の老朽化の解消と、将来にわたり児童・生徒の減少の推移、それに当市の財政面を考慮し、現時点においては自然災害への対応としての一抔の不安があるものの、ベストではなく、ベターであるものと判断の下、一日も早い尾鷲中学校給食導入を目指していただきたいものであります。

尾鷲小学校を親とした親子方式の施設整備について、執行部の方々におかれましては、今後、学校関係者はもちろんのことではありますが、保護者の方々や児童・生徒たちの意見に十分耳を傾け、懇切丁寧な説明を怠ることなく、令和5年4月のスタートを目途に、細心の注意を払いながら施設整備に努めていただくことを行政常任委員会として強く要望いたしまして、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

最初に、9番、中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 中里沙也加です。私は、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきましても、反対の立場から討論に参加いたします。よろしくお願いいたします。

私は現役子育て世代でありますので、今まで給食が未実施であった尾鷲中学校

において給食が実施されるということは、大変ありがたいことだと思っております。

けれども、私の心情として、市民の皆様の税金を使用するこれからの新規の公共施設は、津波浸水区域に建設すべきではないと考えております。なぜなら、2011年3月に東日本大震災を体験し、新聞、テレビを通じてその惨状を目の当たりにしたからです。将来予見される南海トラフ巨大地震を想像するたびに東日本大震災と重ね、一体、尾鷲市はどうなってしまうのかと未恐ろしい気持ちになります。

自然界において、想定外の事態は起こり得るものだと私たちは常に認識しなければなりません。実際、今回改修しようとしている尾鷲小学校の給食室は、想定外の津波に対応できない位置にあると思わざるを得ないからです。三重県が出している情報でも、浸水区域に入っている場所です。

津波は、尾鷲小学校から中村山まで東日本大震災における同程度の津波が来襲した場合、瓦礫とともに津波が押し寄せて、中村山にせり上がる可能性も否定できません。

同時に火災が発生する可能性もやみません。とにかく、東日本大震災を経験した日本列島において、未曾有の火災が発生することは可能性ゼロではないからです。むしろ可能性があると言えます。

ましてや、市民の皆様の大切な税金を使って、被災する危険性がある津波浸水区域に新たに給食室を改修、増築することは、ママ目線から見ても見過ごすことはできず、子供たちあるいは教職員等関係者様の皆様の安全面を考慮すると、そもそも、尾鷲小学校の給食室を改修することさえ本当に適切なのか疑問に感じます。

言うなれば、津波浸水区域に公共施設を建設するということは様々なリスクが生まれます。重ねて申し上げますが、尾鷲市政の役割は市民の生命を守ることであり、悲惨な東日本大震災を教訓にし、津波浸水区域において公共施設を絶対に建設すべきではありません。しっかりとした比較検討を行った結果、もし給食室を建設するという結論に至ったならば、最低でも津波浸水区域ではない高台の用地を探すべきです。

もちろん、早く急いで実施しようという考えは、私自身、保護者の立場としてうなずけますが、この財政難のときに急ぎたいということで浸水区域に多額の税金を使うことは止めざるを得ません。

同時に、今回の市執行部における議論の進め方についても不信感を抱いております。今回、市執行部はこの方式を決定するに当たり、少なくとも保護者の方、地域の皆様、市執行部、市議会も交えて、話し合いの場を設けるべきであったと思います。

私は、幾ら新人議員とはいえ、有権者の負託を受け、現在、この壇上に上がらせていただいております。同じく有権者の負託を得た新人議員4名に対し、執行部は常に説明を行っている、最終報告といった言葉で煙に巻き、新人議員4名に対し、市執行部からきちんとした説明を行っていないこと、7月21日の行政常任委員会において、西川、中村両議員の質問提案に対し、時間的な問題を理由に認めていただきたいの一点張りで真摯に答えようとしていない執行部の姿勢、加えて、議会での議論が尽くされてもいないのかかわらず、7月26日に尾鷲小学校の保護者を対象に、給食に関する保護者様に理解を求めるための説明会を開催したとのこと、上記の内容は全て市執行部の議会軽視の表れそのものであるということにほかなりません。

議員の皆様、このような市執行部の議論の進め方を認めてよろしいのでしょうか。まさしく、我々議会が上から目線で軽んじられておりませんかでしょうか。

本来、首長と議会は対等な関係です。そして、議会におきましては、チェック機能を果たすことが議会制民主主義のあるべき姿です。今、まさに私たち議員は、議会の存在価値が問われている事態に直面していると言っても過言ではありません。今こそ議会は市執行部に対しチェック機能を果たし、あるべき姿を取り戻そうではありませんか。

議員の皆様のご賛同を心よりお願い申し上げます。反対の立場からの討論といたします。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 私は、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、先ほど反対討論のありました学校給食施設整備事業について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本予算は、東紀州地域で唯一給食が実施されていない尾鷲中学校の給食を実施するための予算であります。尾鷲中学校への給食導入については、議員の皆さんはもとより、尾鷲中学校へ通う生徒や保護者、さらには、尾鷲中学校に進学する小学校の児童、保護者も待ち望んでいるものであり、議会においても毎年のよう

に質問がなされておりました。

執行部では、昨年4月に市長の命を受けた副市長以下、関係課職員が検討を重ね、一つ目に、安全安心な給食を提供できること、二つ目に、栄養のバランスの取れた温かくておいしい給食を提供できること、三つ目に、望ましい食習慣の形成と食育の推進が図れること、四つ目に、原則、生徒全員が喫食できること、五つ目に、実施に当たっては、初期費用や運営費用の抑制及び効率的で安定した運営など、長期的な観点からのメリットが大きいこと、六つ目に、施設の整備や運営方法については、市の財政状況や将来の負担を考慮するものとする、この六つの視点から、四つの方式、自校方式、センター方式、親子方式、デリバリー方式のメリット、デメリットを検討され、尾鷲小学校を親とした親子方式が最適であると、昨年8月の行政常任委員会に報告がありました。

また、教育長からは、財源などの問題があるものの、給食導入を断念することはないと明言され、副市長からも、親子方式での給食導入を目指し、12月には財源を含めた導入のスケジュールを示したいとの説明がありました。

12月の行政常任委員会においても、親子方式が初期費用や運営費用を抑制でき、老朽化が著しい尾鷲小学校の改修ができること、将来の児童数の減少や、向井小学校、矢浜小学校の給食室が老朽化により給食が滞るような場合には、尾鷲小学校が給食センターの役割を担い、食育の推進を止めることはないとの執行部の方針は終始一貫したものであります。

また、デリバリー方式については、初期費用が安価となるものの、毎年の運営費が割高となるとともに、老朽化が著しい尾鷲小学校給食室の改修問題を先送りすることとなることから、親子方式による給食施設整備に関わる予算計上は当然と考え、本議案に賛成するものであります。

御賛同いただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。  
議長（三鬼和昭議員） 次に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 内山左和子です。よろしくお願い申し上げます。

私は、議案第46号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について、設計業務委託料1,458万2,000円について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

中学給食が実施されていない現状をおもなばかると、今回の親子方式による尾鷲中学校において長年の悲願であった給食が実施されることはとても嬉しいこ

と思われます。しかし、尾鷲市議会議員の立場から財政及び防災の観点を踏まえて鑑みるとやはり問題があり、もろ手を挙げて賛成と言えません。

なぜならば、財政の視点から見ると、財政難と言える尾鷲の財政状況において、市民の皆様が必死の思いで納めてくださった税金をこの事業に投資することが本当に市民の皆様一人一人のためになるのか、私自身、市民目線で考えると疑問を抱かざるを得ません。

そもそも、新人議員は6月の選挙後、この事業に対し、執行部からきちんとしたブリーフィングも受けていません。去る7月21日に開催された委員会も、市執行部は最終報告と言いましたが、デリバリー方式、親子方式などの説明、あるいは各方式の数字の論拠も明確に示しませんでした。きっと、執行部は最終段階であるので、細かい説明を行う必要はないと思っていらっしゃるのでしょう。

しかし、議事録を拝見しましたが、昨年8月、12月の委員会の中で、本当に各方式においてきちんとして数字を検証し、親子方式が適切だと納得できる議論がなされていたとは到底思われません。市長は時間的な問題があり、早く結論を出そうと急いでいらっしゃいますが、まだまだ議論が足りないと言わざるを得ません。

同時に、尾鷲小学校の給食施設の改修に関して、建築のプロフェッショナルである西川議員の御発言によると、増築工事は一番単価が高く、追加工事が生じる可能性があり、概算費用についても高過ぎると指摘されていました。

尾鷲市の財政状況を考慮すると、この内容に対して改めて一考しなくてはならないと実感します。個人的には、本当にデリバリー方式が親子方式などと比較して高いものなのか疑いを覚えます。

次に、防災の観点から見た場合、仮に親子方式を実施したとしても、津波浸水域である尾鷲小学校に、市民の皆様の血税を使い、給食施設を改修、増築することはどうなのでしょうかと感じざるを得ません。

先日、委員会において、西川議員や中村議員の御発言にもございましたが、細かいところまで建設費用などを検討し、もし新たに施設を建設されるのであれば、津波浸水域外において、災害対応も考えたセンター方式の導入を検討すべきだと考えます。元来、私は公共施設を津波浸水域に建設することについては反対の立場です。

2011年3月に起こった東日本大震災以降も、尾鷲市においては小学校、中学校など、公共施設の津波浸水域での新築、改修が行われてきました。尾鷲市で一番懸念される津波被害が起こる可能性が高い津波浸水域での建設をなぜ執行部

が未然に中止しようとししないのか、なぜ遂行していくのか、どうして盛土や避難路の設置などで対応可能だと思われるのか、一市民の単純な疑問として以前より防災の側面から、市執行部が計画を立て、議会が予算を承認してきたことに対してクエスチョンを抱いてきました。

民間出身で経済のプロでいらっしゃる加藤市長は、P D C Aサイクルに基づき、財政、防災、費用対効果など様々な角度から過去、事業検証を行い、今回のような新事業をプランニングしていると思料いたします。

並びに、26年前の阪神・淡路大震災において、阪急百貨店の重役として災害対応の最前線にいて陣頭指揮を執られた加藤市長は、地震被害の悲惨さ、凄惨さに関して人一倍御存じではないのでしょうか。

しかしながら、私が議員になり、実際、このような議案が提出されたことに愕然としました。加藤市長をはじめ市執行部は以前と同じ轍を踏むのか、津波浸水域である尾鷲小で事業を行うのか、今までの事業に対し検証作業を行っているのかなど、様々な疑問が脳裏に浮かびます。

想定を超える津波が押し寄せた場合、尾鷲小あるいは尾鷲小給食施設の改修にかけた税金は水泡に帰し、ましてや給食施設は流され、災害対応など到底できません。東日本大震災以降、公共施設、イコール防災施設。ほかの言い方をすると、全ての公共施設が防災機能を持たなければならないことは自明の理であります。加藤市長をはじめ、市執行部にはその視点が欠如しているのではないかと思わざるを得ません。

私は加藤市長、言い換えるとトップの一番果たすべき役割は、市民の生命と財産を守ることだと考えます。僭越ながら、賢明な加藤市長ならば、誰よりもその言葉を認識しているはずであります。

ところが、今回の1件は、一番の仕事は市民の生命と財産を守ることからいささか外れていると言わざるを得ません。言うなれば、市長が市民の生命と財産を守るために、津波浸水域である尾鷲小学校に給食施設を改修、増築することはあってはならぬことです。

いずれにせよ、市長は時間的、経営的な問題を含めて結論を急ぎたいと方針への理解を求めますが、ここで一旦立ち止まり、もう一度じっくり議論を深めてもらえませんか。給食を求める保護者や生徒の皆様には具体的な方策として、当面、尾鷲中においてデリバリー方式を提供し、その間、議会で尾鷲にとって、保護者の皆様、生徒の皆様にとって、一番適切な給食実施方式を検討しようではありません

せんか。

昨年3月、尾鷲市長に対し問責決議案が出され、可決されました。その際の市長の発言、覚えていますか。市長は、反省すべきところは反省しないといけない、これからは議会とコミュニケーションを図りたいと発言されています。今、議員全員が納得できる形でコミュニケーションが図られていますか。そのときのお気持ちはどこに行ったのか、お忘れになったのかと感じざるを得ません。

元来、市議会とは、国会や県会議員と違い、住民の皆様と一番近い距離で議論を行うことができるはずです。最近の尾鷲市政は結論ありきで猪突猛進し、これは市執行部が問題なのか、議会が問題なのかは定かではないですが、報告しているといった曖昧な言葉で議論を進め、性急に結論を出してくると言っても過言ではありません。

異論、反論を認めない、いろいろな声を聴こうとしない、よいよいな返し、真摯に検証しない、市民不在で物事が次々と決定していくことはあるべき姿なのでしょうか。再度、各方式の詳細な数字の検証など、丁寧な議論を行っていただきたいと強く思わざるを得ません。

議会は執行部の追認機関ではありません。もともと議会と執行部は、二元代表制の下、緊張関係を持って切磋琢磨していくものです。このたびの執行部の行為は議会の軽んじている証左であると述べざるを得ません。議員の皆様、政治の原点に立ち返り、もう一度、将来を見据え、防災の観点から議論をしませんか。

ぜひとも議員の皆様の御賛同を切にお願いし、拙いながらも反対の立場からの討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、歳出、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の学校給食設備整備事業について、私は賛成の立場から討論をいたします。

尾鷲中学校の給食導入については、令和2年8月、行政常任委員会で給食導入の基本的な考えと実施方式の検証について報告され、同年12月では、自校式、親子方式、デリバリー方式、食缶方式等の比較が示され、親子方式が総合的に最も費用がかからなく、尾鷲小学校の給食室の改修が同時にできる説明を受けております。

過去にはデリバリー弁当方式のアンケート実施や検討がなされましたが、喫食

率、利用率が低いという理由で断念をした経緯があります。

尾鷲中学校の給食については、これまで各議員から実施に向けた議論が交わされており、喫緊の課題でありました。私も一般質問を2回行い、早期導入を市長に問い続けております。

これまでの行政常任委員会での執行部からの説明は、デリバリー方式とは、民間事業者の調理施設で給食を調理し、学校へ食缶で配送する方式であり、早い時期に実施できる、初期費用が安いというメリットがある一方、デメリットは、委託料が割高になる、継続的、安定的な給食の提供が担保されない、適温での給食提供の管理が必要であります。

親子方式とは、尾鷲小学校の給食調理室で尾鷲中の給食も調理し配送することで、メリットは、現在の調理員に数人の増員で実施ができ、運営費用が安い、近い将来改修が必要な尾鷲小学校の老朽化した給食調理室が同時に改修できる、米飯の提供など完全給食ができる、また、比較表では、総合した費用が最も安くなっていると説明を受けております。

デリバリー食缶方式は県下でも実施をしていなく、市内外の民間事業者の入札参加が少数であると推測をされます。また、学校給食の実績がない場合の事業参加は、継続性の確保、学校給食法による事業実施が不安となります。

このことから、私は近い将来の児童の減少などを鑑み、親子方式を採用するべきと考えます。

また、平成29年10月に生活文教常任委員会では、岩手県の遠野市、人口、現在2万5,750人、一般会計予算規模が177億円の総合食育センターを行政視察いたしました。

詳細は省きますが、学校給食2,500食と宅配弁当100食の調理能力で、総事業費13億円、年間の施設運営費が4,290万円、調理委託料約2億円で、計画導入調査から建設まで10年の歳月を要しておりますと説明を受けました。

建設費用、管理運営費など膨大な費用が必要となり、この行政視察において私は、本市の財政状況では非常に厳しく、出生率減による児童数の減少を勘案すると、本市においてはセンター方式は採用すべきではないと判断をいたしました。

尾鷲中学校の給食を早期に開始するため、本予算を賛成するものであります。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕



8 番（中村レイ議員） 私は、今回の議案第 4 6 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」、第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費、第 1 2 節委託料、設計業務委託料等 1, 4 6 7 万 9, 0 0 0 円の予算について、反対の立場から討論させていただきます。

皆様は、学校給食に係る経費について考えたことがおありでしょうか。

親子方式であろうと、センター方式であろうと、人件費と施設維持費、配送に係る車両整備維持費などを含め、1 食当たり 1, 0 0 0 円から 1, 5 0 0 円かかると思われます。これは建設費を抜いてです。

普通、私たちは食材費の 1 食当たり数百円だけで給食ができている人が多いのではないのでしょうか。でも、実際には、子供たちの食べているお昼の 1 食は、1, 0 0 0 円から 1, 5 0 0 円以上かかっております。それを誰が負担しているのか。私を含め、考えていない人が大半です。

それにプラスして厨房を造った場合、新築でも増改築でも 4 億から 5 億はかかるでしょう。子供たちが学校にあふれた時代なら、自校方式で給食を提供することが最も安価な方法でした。しかし、少子高齢社会が加速する現代において、自校方式は最も高価な給食になりつつあります。

そこで、今、私たちは学校給食に対し、抜本的に全ての価値観と認識を変える必要に迫られているのではないのでしょうか。デリバリーのお弁当なら 5 0 0 円で給食が食べられる時代に、わざわざ 1, 0 0 0 円以上の経費をかけ、学校給食を続け、市民が負担する、そのことの意義とは何か。

もちろん、子供たちの食育も重要です。その食育とは、自分の体を養うとともに他者の体を気遣う、そのことも食育ではないのでしょうか。そして、そこに求められる意義、それはまさしく、もしもに備えた防災保険のようなものではないのでしょうか。

高台にある防災センターと相乗りした給食センターがあれば、常時 2, 0 0 0 食分の食材がストックされ、サイロでは常時新しい米が補充され、期限切れ備蓄米の心配もなく、理想的な食材ストックとなります。

一方、浸水域に親子方式で給食施設を増設したとしても、経費は 1 食 1 人当たり 1, 0 0 0 円以上かかり、そして、迫りくる大震災の津波で被災すれば、市民への炊き出しもできません。

遠野における 1 3 億の給食センターにつきましても、文部科学省、国交省、そして過疎債、市単、そして 2, 5 0 0 食が提供されております。もちろん、遠野

市は津波は来ません。そして、私たちのまちは必ず津波に襲われます。

教育委員会は、浸水域での公共構造物造りになぜ執着するのか。過去の会議録を見ても、真剣に給食センターの内容に突っ込んでいる議論が少なく、教育委員会が一方的に親子方式にこだわり、この方針でいいと言い続けているようにしか私には見えませんでした。

尾鷲市における地方債の残高は約92億円あります。要するに借金です。今、自由に使える基金は6億5,000万しかなく、過疎債を借りて、これを全てこの給食施設に使ってしまうと、もし道がそげたり穴が空いたりしたときも、予算がないからという理由で、私たちは何のサービスも受けられなくなってしまいます。

公共構造物は浸水域に造るべきではなく、長期的な観点から見ても、無駄な投資をする余裕は尾鷲市にはありません。多目的な利用が可能な構造物を造ることが持続可能な発展目標に沿った、お財布にも環境にも優しい公共構造物となります。

長期の展望と防災リスクを勘案できない計画は、しょせん、無駄遣いではないのでしょうか。今回出された尾鷲小学校での親子方式増築計画は防災観点に欠け、多目的利用の視点にも欠けている。給食の開始を急ぐより、防災計画を勘案した中で時間をかけて、地域、市民全体が受益を得ることができる施設を造るべきではないのでしょうか。

尾鷲市には、中学校に給食を提供できる民間施設が現に存在します。どうして1社なら駄目なのでしょう。HACCPを取ったちゃんとした企業があつて、どうして民間ならそれが信用できないのでしょうか。非常におかしいことではないのでしょうか。

総合計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画の整合性のなさを象徴するような、中学校給食に伴う尾鷲小学校親子方式給食室増築予算に強く反対します。

どうか皆様、御賛同賜りますよう、心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 反対討論させていただきます。よろしく申し上げます。

私は議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、通告に基づきまして、反対の立場から討論させていただきます。

今回、補正予算のうち、歳出の第9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に計上されております学校給食施設整備事業1,467万9,000円につきましては、もっと議論を尽くした上で計上されるべきであると私は考えております。

私の政治理念は、無駄な税金は極力控えるということです。給食設備事業に対し、いこじに反対するわけではありません。もっと市民の皆さんの声も反映させて議論し、親子方式だけにこだわるのではなく、他の方式も取り組んで、関係者全員が納得できることがベターではなく、ベストだと私は考えております。そして、この給食施設整備事業も尾鷲市の現状を考慮した、身の丈に合った事業規模であることも大事な案件と考えた上で、肯定派議員も否定派議員も議論の時間を持ちませんか。

災害、津波浸水域、建築費用などはさきの議員さんが申し上げられていたので多くは語りません。しかし、建築に関わる者として、これだけは申し上げたい。設計単価が異常に高ければ、幾ら最低価格で落札しても、市民目線では安いのかなと思ってしまうのが現状です。だから、紀北町で新たに建設された給食センター3億6,000万を基準にセンター方式がよいのではと考えております。もちろん、これは災害を踏まえた上です。

私は新人議員さんたちも、会派は違えど尾鷲のためにと必死で勉強してきたのだと推測できます。しかし、以前の記録、ユーチューブだけでは、この給食施設整備事業についての議論が私には探せませんでした。ですが、3年3月19日の地方紙に、国土交通省が南インターに、建設課から尾鷲市の防災拠点基地を設けるとありました。中村議員の先日の発言の意味、ここに濱中議員の提案した防災を付け加え、さらに、独居老人にも提供できるセンターを考えれば、予算も国交省、厚労省、文科省から交付金が取れるのではと考えます。これは市長の経営手腕で行っていただきたい。

しかし、この給食施設整備事業の主人公は執行部でもなく、議員でもなく、中学生の子供たちです。帰宅部の子供2,000から2,500キロカロリーで、クラブ活動をする子供たち、3,000から4,000キロカロリーでは摂取カロリーが全く違います。給食は実施されたが、別に弁当を持たさなければならないことになってしまいませんか。せめて校内に高校のような購買部も考えてあげないといけませんね。このような問題点を議論し、最良の案を出した上でないと、私はこのまま容認することはできません。

賛成討論に発言していなかった議員さんたちに心からお願いします。尾鷲のた

め、ひいては子供たちのために、今まで議論してきたことを承知の上でのお願いを申し上げます。

私は小生意気と言われても構いません。しかし、他の新人たちも必死で頑張っています。その点を酌み取っていただき、いま一度、私たち新人も議論できる機会をいただきたい。お願いします。

以上の理由で、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、反対をするものであります。

将来のある子供たちの未来のために議論を尽くせるよう、議員の皆様、どうか御賛同いただけるように心からお願いを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） 通告もせずに、大変失礼いたします。

議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、賛成の立場で討論いたします。

平成17年6月、食育基本法が制定され、三重県においては、平成19年、三重県食育推進計画がつけられました。

私自身も、平成22年に学校給食を中心として、食育についての一般質問をさせていただき、その後、3回ほど、食育についての質問を繰り返しております。

そこから10年余り、これまで何人もの議員が尾鷲中学校の給食実施に向けて、質問が繰り返されてきました。

今回の予算についてはハードの設計予算であります。そもそも、学校給食施設は学校教育における食育を推進するための道具であり、これまで積み上げてきた食育に対する議論を実現させるものであると理解します。

教育行政に関しては、総合教育会議が設置された2015年からその位置付けに変化があったものの、その継続性は担保されていて、政治的には中立性を確保されています。

尾鷲市教育ビジョンがつけられた平成25年には給食実施の方針が明記されていて、その実現に向けて、これまで学校現場での食育に対する様々な取組を確認させていただきました。

平成29年には、当時の生活文教常任委員会の管内視察を行う中で、各校の給食の実態調査を行い、その際、尾鷲小学校の給食施設の老朽化の状態を確認しています。

新設間もない輪内中学校や宮之上小学校では設備も新機能を備えていて、豊富な献立調理が可能であり、児童・生徒にも大変喜ばれていることを感じました。

一方、設備が古くなり、調理機能が限界であること、米飯が供給できないことなど、尾鷲小学校では大変苦勞されていることを感じさせるものでした。

そのときからでも4年が経過しています。今回の予算に関しては、各校にある給食の格差を埋めるためにも、尾鷲小学校の老朽化対策が実施されることを歓迎すべきと考えます。

委員会の説明において、新機能を備えた、他校とレベルをそろえる設計を目指すと言われました。さらに、これを実施することで、これまで給食ができていなかった尾鷲中学校に搬送が可能な状況になることも、食育を推進する上で重要であると思われまます。

昨年8月の常任委員会で、私自身が懸念していた2点については、生徒自身がアンケートにおいて、給食を望まないの割合が高かったことについて、好きなものを食べたいからの理由であったことが大半であると説明がされました。

これについては、保護者の利便性、子供たちの嗜好、そういったものの配慮は必要であるものの、給食は学校教育の一環であり、食育の観点から栄養、食事マナーなどを学ぶ機会であることを学習させると回答いただきました。

災害時の炊き出し拠点にならないかとの検討を要望したことについては、今回はあくまでも学校給食を検討してきたものであり、それ以外の用途については他課の計画が必要であることから、時間をかけて別の議論が必要であることを説明されました。

先ほど仲議員の討論にもあったように、複合施設の計画はこれ以上の時間と費用が必要となることから、防災の観点からや、高齢者福祉の検討課題と理解いたしました。

これまで10年以上の議論を重ね、一刻も早くと保護者の皆様から事あるごとに要望されてきた給食実施に向けて、児童・生徒に歓迎される施設整備に向かうことを切にお願いしたいと思います。

皆様の御賛同をいただきますよう、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

5 番、村田幸隆議員。

〔5 番（村田幸隆議員）登壇〕

5 番（村田幸隆議員） 私は、本討論には参加をしないという立場でおりましたけれども、先ほど来から賛否両論について、様々な形で討論が行われてきました。

この議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、学校給食施設整備事業について、この中で議論が交わされたわけでありますけれども、さきの常任委員会での議論もそうでありますけれども、費用面、利便性、あるいは四つの方式、そして尾鷲中学校の現状、また、今回やろうとしておる尾鷲小学校へのこの施設と、これは浸水域というような意見も出ております。

私もこの浸水域ということについては、確かにその心配はあると思います。言われることは理解をしておりますけれども、しかし、果たして大災害時に、センターだからこそ一概に機能するとは考えられない。様々な問題が生じ、これを解決しなければならないという事情もありますから、安易に判断ができないということで、防災を外して教育委員会が一本の独自性の下、様々なにおいて検討を進めてまいってきたわけであります。

特に教育委員会が先ほど来から言われておりますように、子供たちの食育、これに主眼を置いて進めてまいりました。その都度、我々も報告を受け、そして、ただいま申し上げてきた様々において、議論もしてまいったところでございます。

この中で、大変私は議員諸公には僭越であり、そして議員諸公には失礼かと思っておりますけれども、まさに釈迦に説法とは思いますが、執行部が提出してきた議案、予算については、その都度、見極め、是々非々の立場から表決に加わらなければなりません。その上に立って是と判断をしたのであれば、協力を惜しまず、共に推進していくことも、議会人としての務めでもあると私は認識をしております。

先刻から賛成、反対のそれぞれの立場から討論が行われてきましたけれども、議会人は、将来展望及び理想に向かって構想を練り、努力することも大事な務めであります。

しかし、一方では、大前提として、今置かれた現実を十分見極めた上での構想の確立や構築でなければいけないということは論をまたないところであります。

私は、この討論の元である親子方式の給食施設においては、現在の市の様々に

における現況と財政状況の現実に鑑み、この方式こそが最適と判断をいたし、急遽、討論に参加をさせていただきました。

賛成ということを表示して、私の討論といたします。

議長（三鬼和昭議員） これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第4、議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告第3号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」及び日程第6、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書、2ページを御覧ください。

報告第3号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、市道上の被害による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書の4ページを御覧ください。

事故の概要といたしましては、令和3年5月22日土曜日午前0時頃、市内桂ヶ丘地内の市道上に発生していた穴に、市内個人の方が運転する車両の左前輪が落輪し、車両に損傷を与えたことによる損害賠償の額が決定したものであります。

次に、5ページの報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） それでは、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について」、御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和2年度事業報告及び決算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的、設立年月日、事務所、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和2年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

なお、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、御覧のような評議員会、理事会が通常の会議ではなく、関係者全員の同意の意思確認の上、みなし決議とし、役員等が集まって決議することが省略されております。

次に、4ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計6,288人で、前年度と比べ、約80%の減となっております。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年4月17日から5月18日までの間、緊急事態宣言等に伴う市有施設の利用制限により、市民文化会館が臨時休館となったことや、その後も定員や利用形態など、施設の利用制限が継続されたことなどに伴い、貸館利用や自主事業等の自粛が続いたことなどであります。

次に、5ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページを御覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。講演会、映画上映会など、計10回の事業を実施しております。

なお、事業計画において当初予定していたコンサート、JAZZフェスティバルなどは、新型コロナウイルス感染予防のため、中止となったほか、せぎやま倶楽部の発表会などについても、出演団体の練習など活動自粛の影響から、発表会の開催が見送られております。



次に、7ページの貸借対照表を御覧ください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は4,283万1,440円で、II、負債の部では、負債合計が163万6,643円となり、資産合計から負債合計を差し引いた4,119万4,797円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が1万8,500円、これは、基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が183万8,491円で、内訳といたしまして、入場料収益が14万1,000円、刊行物等販売収益が8万4,741円、これは、自動販売機売捌手数料であります。貸館利用料収益は161万2,750円となっております。

次に、③雑収益では、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた事業者に対して、国から支給された持続化給付金200万円及び三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金50万円など250万380円であります。

次に、④管理受託収益4,702万円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,137万7,371円となり、前年度と比較しますと、857万3,575円の減額となります。

減額の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う貸館の利用自粛による貸館利用料収益の減額、自主事業におけるコンサート等の入場料収益が減額となったことや、指定管理料の見直しによる管理受託収益の減額であります。

次に、(2)経常費用の①事業費を御覧ください。

このうち、主な事業経費といたしましては、給料手当472万9,430円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金786万236円は職員3名分、福利厚生費207万8,621円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費784万4,773円、賃借料160万238円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

委託費1,348万4,662円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費であります。

事業費計は4,304万410円となります。

減額の主な要因といたしましては、自主事業におけるコンサート等の中止に伴う公演委託料が減額となったことや、前年度末での職員の定年退職に伴う人件費等の減額によるものであります。

次に、②管理費を御覧ください。

このうち、主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金275万8,154円であります。

次のページ、委託費129万2,958円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては4,930万7,780円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、206万9,591円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税、事業税33万2,700円を差し引いた173万6,891円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,945万7,906円を加えますと、一般正味財産期末残高は4,119万4,797円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま御説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、昨年度の公益比率は76.4%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額と経常費用計の金額につきましては、経常収益計の金額が10万5,173円上回っておりますが、この点につきましては、内閣府より、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止・延期して予定どおり支出できず、収入が支出を上回る場合などにおいて、翌年度以降において中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しており、その状況をしんしゃくし、対応するとの通知があり、本振興会では主務官庁

である三重県に状況等について報告済みであるとお聞きしております。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は、文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円及び特定資産の普通預金699万545円は、御覧の金融機関に預貯金されております。

次に、13ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは、財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計583万730円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は、4,283万1,440円であります。

II、負債の部では、負債合計が163万6,643円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,119万4,797円となります。

次に、15ページには、5月28日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、説明は終わりました。

これより、報告2件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第46号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」の議案1件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 本日1日御苦労さまでした。

これをもって、令和3年第7回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 3時40分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 村 田 幸 隆